

## 19 第 75 条《確定申告書の提出期限の延長》関係

### 【新設】（申請期限後に災害等が生じた場合等の申告書の提出期限の延長）

2-69 通算法人の事業年度終了の日から 45 日を経過した日後災害その他やむを得ない理由の発生により、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が確定しないため、又は法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目《損益通算及び欠損金の通算》の規定その他通算法人に適用される規定（以下 2-71 までにおいて「通算法人向け規定」という。）による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出することができない場合には、法第 75 条第 8 項第 1 号《確定申告書の提出期限の延長》の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定に準じて取り扱う。この場合には、確定申告書の提出期限延長の申請書は、当該理由の発生後直ちに提出するものとし、当該申請書の提出があった日から 15 日以内に承認又は却下がなかったときは、当該申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があったものとする。

### 【解説】

1 単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長（法 75、以下「本制度」という。）については、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合の確定申告書の提出期限の延長の申請は、その申告に係る事業年度終了の日の翌日から 45 日以内（以下「申請期限」という。）に行わなければならないこととされている（法 75②）。

ここで、この申請期限を経過した日（すなわち当該事業年度終了の日の翌日から 46 日目）から確定申告書の提出期限までの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合の確定申告書の提出期限の延長については、法令上は特段の措置が定められていないものの、いずれにしても納税者の責めに帰すべき事由ではない不可抗力により当該事業年度の期限内申告が困難となっている事情等を考慮して、このような場合にも確定申告書の提出期限の延長の申請を認める旨の緩和的な取扱いを、法人税基本通達 17-1-1 《申請期限後に災害等が生じた場合等の申告書の提出期限の延長》において定めている。

この緩和的な取扱いの適用を受けようとする場合における確定申告書の提出期限の延長の申請書については、当該理由の発生後直ちに提出する必要があること、また、当該申請書の提出があった日から 15 日以内に承認又は却下がなかったときは、当該申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があったものとするを、併せて同通達の後段において定めている。

2 グループ通算制度における本制度についても、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合等における確定申告書の提出期限の延長の申請について、上記 1 の単体納税制度と同様の規定により取扱いが定められているところ、単体納税制度適用法人に係る同通達に定める緩和的な取扱いをグループ通算制度適用法人についても認めない理由はないと考えられる。したがって、本通達において、グループ通算制度適用法人についてもこの緩和的な取扱いを認めることを明らかにしている。

また、ここにいう災害その他やむを得ない理由とは、単体納税制度適用法人に係る法人税基本通達 17-1-1 と同様、風水害、地震、火災、法令違反の嫌疑等による帳簿書類の押

収及びこれらに準ずるものをいい、単に計算書類の作成の遅延による場合や法人の定款等において株主総会等を事業年度終了の日から2月経過後に開催する等の定めをしている場合等は、これに該当しない。

なお、本通達では、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出できない理由で本通達に定める取扱いに係る延長申請理由として認められるものについて、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するなどの所要の書き振りの変更を行っている。